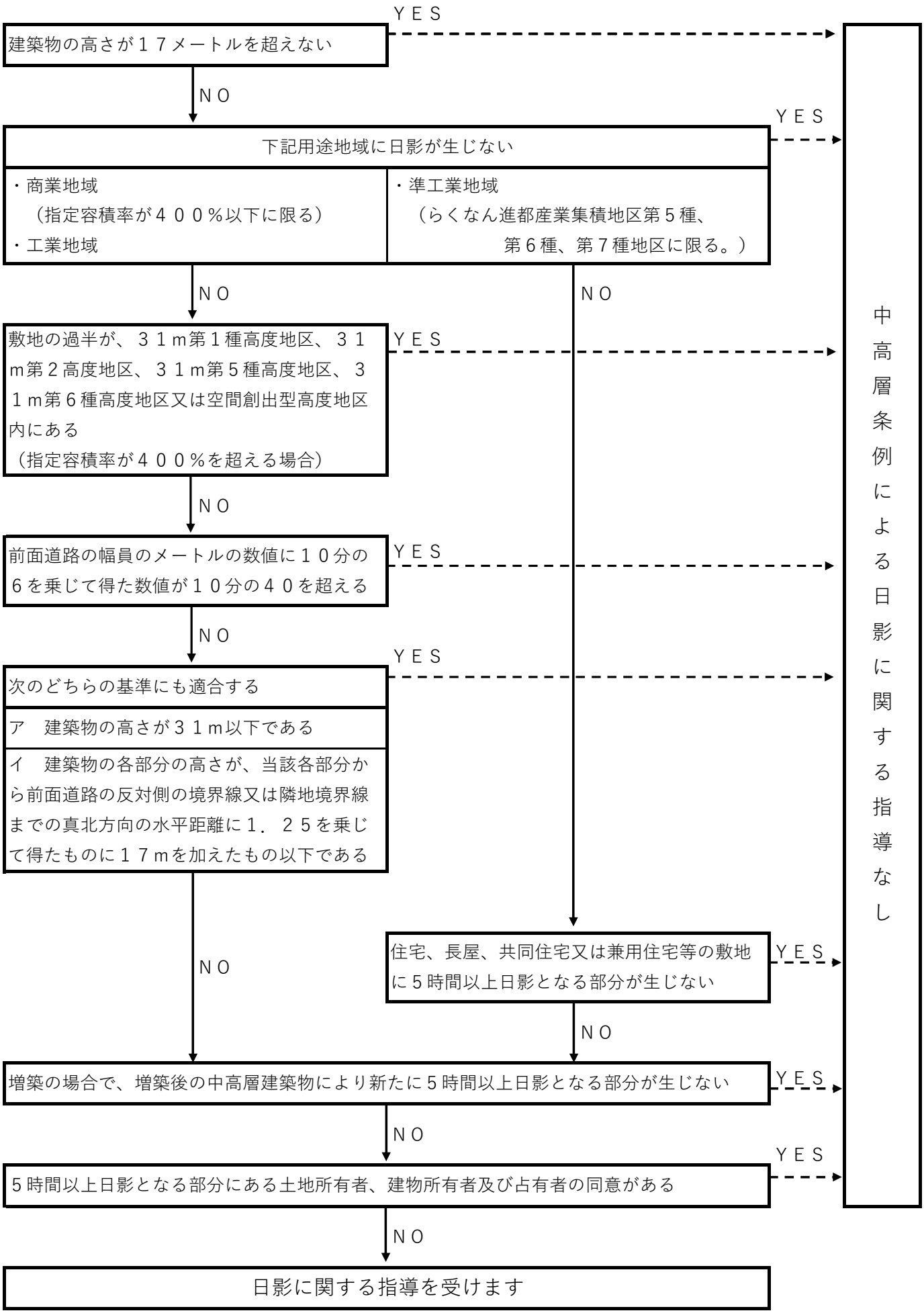
建築物の高さが１７メートルを超えない
ＹＥＳ
ＮＯ
下記用途地域に日影が生じない
ＹＥＳ
・商業地域
（指定容積率が４００％以下に限る）
・工業地域
・準工業地域
（らくなん進都産業集積地区第５種、
第６種、第７種地区に限る。）
ＮＯ
ＮＯ
敷地の過半が、３１ｍ第１種高度地区、３１ｍ第２高度地区、３１ｍ第５種高度地区、３１ｍ第６種高度地区又は空間創出型高度地区内にある
（指定容積率が４００％を超える場合）
ＹＥＳ
ＮＯ
前面道路の幅員のメートルの数値に１０分の６を乗じて得た数値が１０分の４０を超える
ＹＥＳ
ＮＯ
次のどちらの基準にも適合する
ア　建築物の高さが３１ｍ以下である
イ　建築物の各部分の高さが、当該各部分から前面道路の反対側の境界線又は隣地境界線までの真北方向の水平距離に１．２５を乗じて得たものに１７ｍを加えたもの以下である
ＹＥＳ
ＮＯ
住宅、長屋、共同住宅又は兼用住宅等の敷地に５時間以上日影となる部分が生じない
ＹＥＳ
ＮＯ
増築の場合で、増築後の中高層建築物により新たに５時間以上日影となる部分が生じない
ＹＥＳ
ＮＯ
５時間以上日影となる部分にある土地所有者、建物所有者及び占有者の同意がある
ＹＥＳ
ＮＯ
日影に関する指導を受けます
中高層条例による日影に関する指導なし